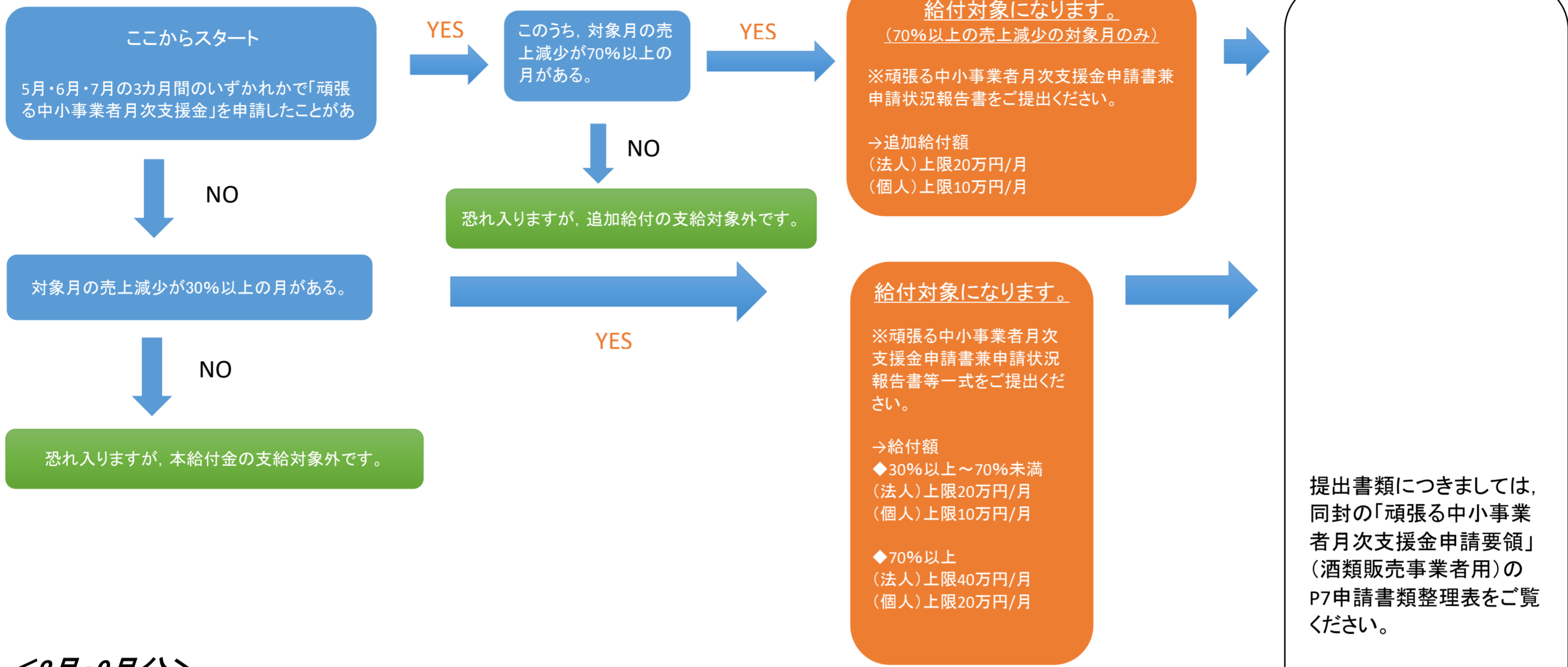
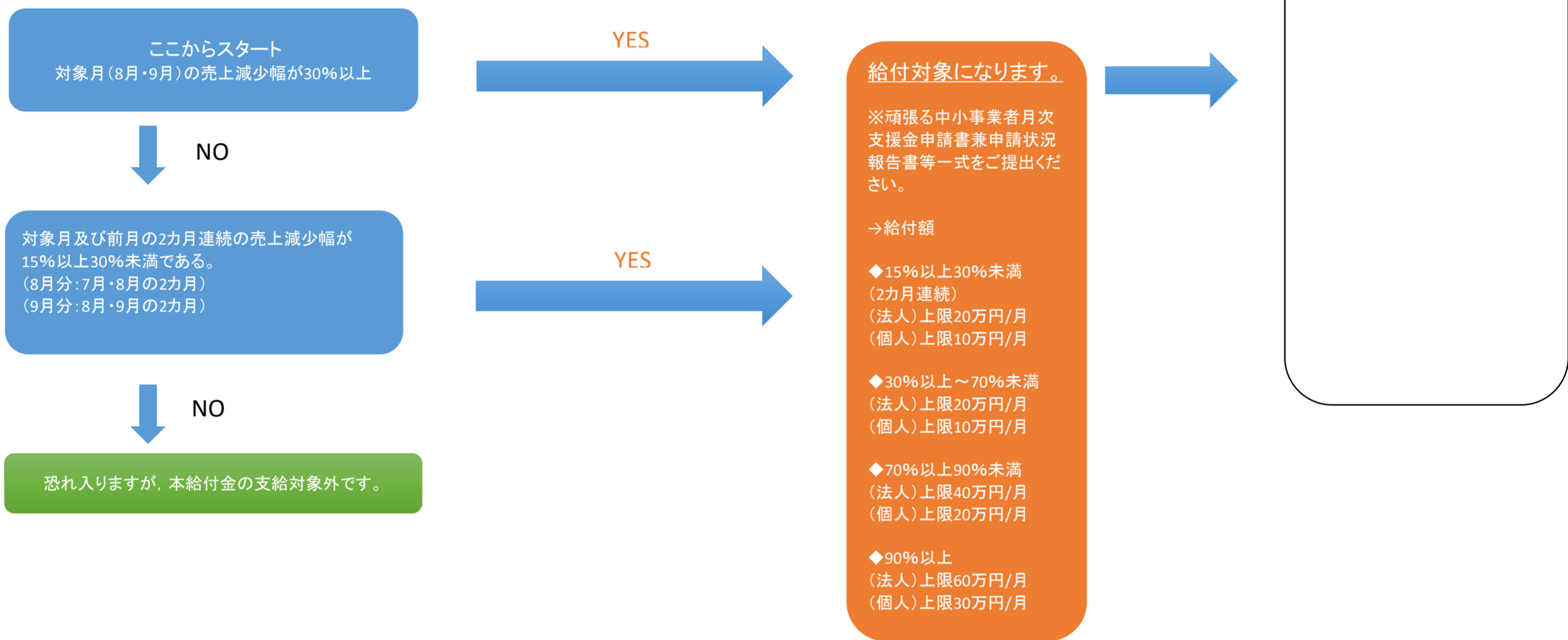


# ＜早わかりチャート＞

## ＜5月・6月・7月分＞



## ＜8月・9月分＞



併せて、50%以上の売上減少の事業者様を対象とした国の月次支援金についても、申請されていない事業者の方は、申請をご検討下さい。

区分	前年等と比較した売上の減少幅			
	15%以上30%未満※1	30%以上70%未満	70%以上	90%以上
5月	/	・中小法人 : 上限20万円 ・個人事業者 : 上限10万円	・中小法人 : 上限40万円 ・個人事業者 : 上限20万円	
6月	/	・中小法人 : 上限20万円 ・個人事業者 : 上限10万円	・中小法人 : 上限40万円 ・個人事業者 : 上限20万円	
7月	/	・中小法人 : 上限20万円 ・個人事業者 : 上限10万円	・中小法人 : 上限40万円 ・個人事業者 : 上限20万円	
8月	・中小法人 : 上限20万円 ・個人事業者 : 上限10万円	・中小法人 : 上限20万円 ・個人事業者 : 上限10万円	・中小法人 : 上限40万円 ・個人事業者 : 上限20万円	・中小法人 : 上限60万円 ・個人事業者 : 上限30万円
9月	・中小法人 : 上限20万円 ・個人事業者 : 上限10万円	・中小法人 : 上限20万円 ・個人事業者 : 上限10万円	・中小法人 : 上限40万円 ・個人事業者 : 上限20万円	・中小法人 : 上限60万円 ・個人事業者 : 上限30万円

※1…7月～9月のうちの2カ月連続の売上減少が15%以上30%未満(8月分:7月・8月の2か月, 9月分:8月・9月の2か月)

これまでの上限は、(法人)20万円 (個人)10万円でしたが、今回減少幅が70%以上の方の上限が(法人)40万円 (個人)20万円と引き上げられました。このため、この期間中にすでに申請された方でも70%以上の方は追加給付対象となります。 ※減少した額によっては、追加給付が受けられ

8月分、9月分については、新たに売上高30%未満の方でも、2カ月連続で売上の減少幅が15%以上～30%未満の方は、給付対象となりました。また、90%以上の方の方の上限も引き上げら

お問い合わせ先  
 頑張る中小事業者月次支援金センター  
 電話番号：082-248-6853  
 開設時間：平日 9：30～17：00 (土・日・祝を除く)